

安全マネジメントの構築と運用（第89期）

1 輸送の安全に関する基本的な方針

社長及び安全統括管理者は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、安全を構築するための組織体制を整備するとともに、安全に関する基本的な方針を次のとおり定めております。

当社の基本理念である「お客様に、安全、快適、満足を提供し地域に密着した愛される企業を目指し」不断の努力を重ねます。

さらに、「安全」は信用への源であることを肝に銘じ

- 1 安全を最優先する組織の構築
- 2 お客様を第一に考えた安全、快適、満足の提供
- 3 安全を支える社員の能力向上と健康の保持

を社員に周知させるとともに、全社員が一丸となり、絶えず「安全の確保及び向上」に努め、法令や社内規則を守り、公共交通機関としての社会的責任を果たします。

2 輸送の安全に関する目標及び達成状況

以下の3項目を目標として取り組み

- 安全を最優先する組織の構築
- お客様を第一に考え安全、快適、満足を提供
- 安全を支える社員の能力向上と健康の保持

それぞれの目標を達成すべく

- 適材適所への人事配置による強固な組織の構築
- 社員教育によるお客様第一主義の推進
- 運転実技訓練や安全教育による安全運転能力の向上や職員の定期健康診断結果に基づく適切な健康指導

などにより、目標達成に向け鋭意推進中です。

輸送の安全に関する目標及び事故発生状況

	種別	目標	発生
88期 (令和4年10月～令和5年9月)	死亡事故	0	0
	飲酒運転	0	0
	人身事故	0	6
	物損事故 (有責・準有責)	57	95
89期 (令和5年10月～令和6年9月)	死亡事故	0	
	飲酒運転	0	
	人身事故	0	
	物損事故 (有責・準有責)	57	

3 事故に関する統計（R4.10.1～R5.9.30）

自動車事故報告規則第2条に規定する重大事故の発生はありません。

4 安全管理規程

別紙「安全管理規程」のとおり

5 安全統括管理者に関する情報

自動車事業部長 山田取締役

6 輸送の安全に関する組織体制、指揮命令系統及び事故、災害等に関する連絡体制

別紙「緊急時の連絡体制」のとおり

7 輸送の安全のため講じようとする措置及び講じた措置

(1) 安全の確保

安全の確保のため、バスに責任ある死亡事故等の重大事故の抑止目標を0件として取り組み、目標を達成しました。

重大事故以外のバスに責任ある事故件数を、過去3年間の平均事故件数の3割以下を目標に取り組みましたが、目標達成までには至りませんでした。

(2) 安全機器等の活用

事故が発生した際は、乗務員とともにドライブレコーダー画像を確認して事故原因を解析して再発防止対策を検討し、その結果は他の乗務員に対しても指導資料として活用しています。

(3) 乗務員研修の充実と適性診断の実施

ドライブレコーダーデータを活用した、事故率が高い傾向にある入社15年未満の乗務員を重点とした安全教育、運転実技指導により安全意識の向上を図ります。

適性診断においても、診断結果に基づき個別に指導を行ない、乗務員の個々の特性の理解による事故防止を図っております。

(4) ヒヤリ・ハット集の発行

乗務員が把握している事故多発地点や、実際に事故が発生した場所をヒヤリ・ハット集として各営業所等に発行し、安全のための情報の共有を図っております。

(5) その他

交通安全運動期間中は、社長による営業所等への巡回指導や各交通安全運動推進団体とキャンペーン等の安全運動、職員による交通立哨を行うほか、交通安全のワッペン装着、桃太郎旗による広報などに積極的に取り組んでおります。

8 輸送の安全に関する教育及び研修の状況

毎年、乗務員研修計画を策定し、次の要領で実施しております。

- 新規採用者研修 ～新規採用された乗務員を対象に、採用時、本社、整備部、安全指導課並びに各営業所等で行う。本社・整備部研修は7日間、安全指導課での乗務訓練は約1月半とし、営業所では必要な期間実施。

- 定期研修 ～社員基本研修として3年ごとに適性診断及び本社等での研修を実施。
- アクシデント研修 ～重大な有責事故を起こした乗務員に対し、適性診断及び本社等での研修を実施。
- 熟練研修 ～65歳に達した乗務員に対し、適性診断及び本社等での研修を実施。
- 新規高速要員研修 ～高速路線担当乗務員となる者を対象に、適性診断及び本社等での研修を実施。
- 高速要員年次研修 ～高速路線担当乗務員を対象に、毎年1回適性診断及び本社等での研修を実施。
- 特別研修 ～上記以外に、第88期は入社6～9年以内の乗務員を対象とした、座学、実技講習を実施。

9 輸送の安全にかかわる内部監査結果及びそれに基づき講じた措置並びに講じようとした措置

経営トップのほか、全営業所、事業所に対して内部監査を実施し、安全対策に対するPDCAサイクルの取組状況や備えるべき書類等の管理状況を点検しました。

特に、全営業所、事業所に対しては、安全対策の効果的推進方法を指導し、各簿冊の管理による安全対策の推進方法についても具体的に指導しております。